

2つの有機の違い

認定事務局

登場人物

則師匠、ところで、認定を取らない

で有機農業をされている農家もたくさんいると思うんですが、有機

JAS認定を取っている農家さんと一番違うのは何ですか？

耕そりやあ、もちろん、(右手でオツケーマークを作って)これだろ！

則え？これって？

耕これ、これ。お金がかかるかどうかだよ。

則ああ、なるほど！

一 毎年認定料がかかるということですね、確かに。全国新規就農相談センターが発行している小冊子「有機農業を仕事に」でも「有機農産物をスーパーなどの不特定消費者を対象として販売するには、有機JAS認定が有効になります。ただし、有機JAS認定の取得には毎年経費が掛

かるため、経費に見合った価格

で販売できるかどうかをよく考えてください。”とアドバイス

をしています。私たちは米倉さんとグループ認定にさせてもらっ

ているので、認定の料金が割安になり、助かっています。

米まったく、あんたときたら。もっと大事な違いもたくさんあるでしょ。

有機(生産方法)の定義

Mでは、まず有機の定義について比

べてみましょう。有機農業推進法(以下「推進法」という)では有

機農業の定義を、①使用が禁止されている化学肥料や農薬(以下「使用禁止資材」という)を使わない

②遺伝子組換え技術を使用しないことを基本として環境への負荷を

できる限り低減する農産物の生産方法としています。

米これは有機JASでも同じね。

Mそうですね。有機JASではこ

れ以外に③堆肥等による土づくり、④①による栽培を2年以上

行ったほ場で生産(取り組み期間の条件)、⑤禁止された化学肥

料・農薬が周辺から飛来・流入しないよう措置(緩衝地帯等汚

染防止対策の実施条件)、⑥収穫後も薬剤の汚染や一般農産物が

混入しない管理(収穫後の取り扱いの条件)、といった条件が課

せられています。

則これらの条件を守っていることを立証しなくてはいけないんですから、その記録作成も並大抵

ではないですよ、ホント。

一 また、種子や苗の制限もありますよね。

Mそうですね。推進法の方ではそのあたりはあまり言われていないと思いますね。

米ホームセンターで買った苗を植



M検査員 (M)

登録認定機関の検査員。耕吉のような危なっかしい認定農家を捨て置かず、コンサルタントすれすれの指導をする。



結城則子 (則)

一の妻。夫を信じるあまり、記録確認がおろそかなりがちな危ない格付担当者。



結城一 (一)

耕吉を有機栽培の師匠と仰ぐ新規就農者。米倉家とグループを組んで有機JAS認定を受けている(生産行程管理担当者)。新婚ほやほや。認定もほやほや。



米倉米子 (米)

耕吉の妻(格付責任者)。夫の尻をたたきながら記録を作らせている。有機JASをよく理解している。



米倉耕吉 (耕)

有機JAS認定を取得してお米を生産している農家(生産行程管理責任者)。栽培の腕は確かだが、有機JASの理解度は危なっかしい。晩酌が生きがい。



えて育てても有機農産物とは言えなくなつたわよね。

M はい。苗は、使用禁止資材を使わずに育てられたことを確認しないとダメですね。一部、特例措置や救済措置があり、使用禁止資材を使った苗を植えることが認められるケースもあります。その場合でもほ場に植えてから持続的効果を示す化学合成肥料や農薬が育苗で使われていないことを必ず確認しないといけません。

耕 ほ場に撒く肥料だつてかなりやかましいよな、Mさん。
M そうですね。認定を取っていない人には、認定圃場で使える資材の適合確認がどれほどややこしくて面倒かということはなかなか理解してもらえないでしょうね。

一 今では有機JASで使える資材リストがインターネットで公表されるようになったので、以前よりは楽にはなりましたけどね。

耕 有機農業っていうのは、外部から持ち込む資材に依存しないのが本来なんだろうが、どうしても我が日本国は国土が狭いがゆえ、労働集約的な栽培をとり、

単位面積当たりの収益を上げんがために、資材を多用せざるを得ないんだよな。

米 あんたもたまには難しいことを言えるんだね。
則 でもそれだけの苦勞をしている分、認定を取るメリットって大きいですよな。

耕 そりゃ、なんとたつて国が登録を認めた第三者機関が、国の決めた基準に基づいて認定しているんだから、信頼性が違うよな。

米 今日のお前はやっぱり何だか、変だね。熱でもあるのかい？それとも腹話術かい？

耕 ばれたか。そう、実は六角堂なんだ。
M (それを言うなら、いつこく堂！) 米 とにかく、顔の見えない流通で信頼を得るには有機JASは有用よね。

許される表示と信頼性

M まさに米子さんのおっしゃる通りですね。産消提携のような顔の見える流通とは違い、広域流通の場合は、認定を受けていない農家さんが有機で作っていることを信頼してもらうことは簡単ではないと思いますね。

耕 そう、俺もこのいかした顔だけで全部売りさばけるんなら、こんな面倒なことには首を突っ込みたくはなかつたんだがな。

M 耕吉さんの顔もそれなりに信頼の証になっていいるとは思いますが、認定を受けていれば、JAS法に基づき「有機〇〇」と表示することができますが、いわゆる推進法の有機では、そういう表示をすることは許されていません。これが最も大きな違いですよな。認定農家さんはこの権利を獲得するために、苦勞をして高い認定料を払っているといつても過言ではありませんね。

則 では、認定を取らずに有機農業をしている農家さんは有機の表示はできないんですか？

M え、この辺りはとても微妙なんです。まず言えることはJAS法で定めている「品質表示基準」に基づいて行う名称の表示で有機とすることは許されません。つまり、農産物やその容器、包材、送り状のいずれかに行う名称の表示が規制の対象なんです。

耕 ということは、それ以外の場所に表示する場合は規制されな

いってことかい？

M そうですね。米倉さん、今日は何だか突っ込みが厳しいですね。

米 4年に1度くらいは、こういうスイッチが入るみたいなんだよ。普段はほとんどスイッチが壊れた状態なのにね。

M 農水省のQ&A(注1)では、新聞、雑誌、インターネット等の媒体における有機農産物を取り扱っている等の説明文(指定農林物資の写真やイラストを掲げそれが有機である旨を説明するものを含む)等は「規制の対象にならない情報提供」として扱います。ただし、あくまでもこれは「有機農産物の日本農林規格」に基づいて生産された農産物であることが前提です。

一 では、農林規格のことを理解していない農家さんが勝手に有機と思込んで、そういう情報提供をすることはダメということですね。

M 厳密に言えばそういうこと

です。ただし、さっき言っ

注1:「有機農産物と有機加工食品のJAS規格のQ&A」http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/yuki-nousan-qa2503.pdf

たようにあくまでも「規制の対象とならない」範囲なので、JAS法で取り締まることは難しいでしょうね。

米そういう曖昧な表示というか情報提供があまりに氾濫すると、消費者が混乱してしまい、JAS法の目的が達成できなくなるわね。

信頼のための認定と

有機表示

M そうですね。ですのややはり認定を取った農家さんが行うJAS法に基づく表示が信頼されるということです。ちなみに、JAS法では取り締まり対象外であっても、宣伝や広告の内容が事実と反していた場合は、景品表示法等の法律により罰せられることがありますので、ご注意を。

米もう一度確認するけれど、産消提携のように契約消費者に販売する場合であっても、認定を取っていない農家は、「有機〇〇」といった名称の表示をすることはできないのよね。産消提携では、生産者と消費者の間に信頼関係ができていて、生産に関する状況（有機農産物の日本農林規格

に基づいて生産されたものであること等）について幅広い情報の開示ができているだろうから「有機」と表示できなくても別に困りませんよね、というのが国の考え方のよね。

一 そうか、有機JAS制度というのは、産消提携とは別の形態の信頼を得るためのものなんですね。

5割の増加目標

則 Mさん、そういえば、有機JASの農産物を5年で5割増加させるという農水省の目標が確かあったと思うんですが。

M はい、確かにそういう目標を農水省は掲げていますね。

耕 俺たちから見たら、有機JASを5年で5割も増加だなんて、絵に書いた餅にしか思えないよな。推進法の有機の5割アップならまだ可能性があるかもしれないけどな。

M そうですね。確かに今の状況で5割増加なんてどうみても現実的ではないですよ。ただ、この目標が出てきた背景には、こういうことがあるらしいんですよ。つまり、有機の実施状況を

知ることができるのは今のところ有機JASだけで、認定を取っていない自称有機は把握するすべがないんです。その把握困難な自称有機で増加目標を設定しても目標を達成できたかどうかは、お金と時間をかけて調べない限りはわからない。そこで有機JASで増加目標を設定して、有機JASが増えたら有機全体も増えたに違いない、ということにせざるを得なかったということですよ。

米 エコファーマーの増加目標も5割増だから、有機JASもそれに合わせた、という話も聞いたことがあるわね。

環境保全型農業への

直接支援

一 国はこの目標をどうやって達成しようとしているんですか？

M 最近是有機農業などの環境保全型農業への支援として10aあたり8000円を支払う制度があります。これは確か米倉さんも結城さんも申請していますよね。一 はい、有機で新規就農した私たちにはとても助かっています。

耕 うん、確かに。だが、文句ばかりいっちゃあいけねえが、これは認定を取っている我々のような農家でも8000円、認定をとらずに自称有機の農家でも8000円（ただし有機で栽培していることを記録等で証明する必要がある）、更には、その年だけ、というか、一作だけ有機で栽培しても8000円がもらえるんだよね、この制度は。

則 え？ そうなんですか!? 例えば、いままで普通の栽培をしていても、今年馬鈴薯を1作だけ、使用禁止資材を使わずに栽培すれば、私たち認定農家と同じように支援金をもらえるんですか！

M そうなんです。このあたりが有機JAS関係者から見るとなかなか納得ができないところではあるんですが、農水省としては、有機JASだけを特別扱いにすることはできない、と言うんですね。

米 5割増加という目標を掲げているにもかかわらずなんですね。M そうなんです。この支援は地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を対象としていますので、5割増加の目



標設定にはさつきお話ししたよ
うな裏事情もあり、農水省でも
はがゆく感じている職員もいる
とは思ってすけどね。

耕俺たちからすると、もっともっ
と有機JASを特別扱いしてほ
しいよな。推進法を作っておき
ながら、本当に推進する気があ
るのかって思っちゃうんだよな。

推進法の生い立ち

米この間、うちに勉強に来た農水
省の人が、「推進法は議員さんた
ちが作ったため、既存の法律と
の整合性が十分に取れていない
ところがあるんです」と言っ
ていたわよ。

則農水省が望んでできた法律では
ない、ということなんですか？

米まったたく希望をしていなかった
という訳ではないと思うけど、
もろ手を挙げて賛成したとも思
えないわよね。官僚さんが法律
を作る時は、既存の法律との整
合性をキッチリとって、矛盾が
起きないようにするんだけど、
推進法はそうではなかったの
で、議員さんたちが作った法律を受
けて官僚さんが色々苦労して対

応している、みたいなことを言っ
ていたわよ。

行政の担当者こそ

有機への理解を！

M 推進法を受けて、農水省が基本
方針を策定し、すべての都道府
県で推進に関する計画の策定が
行われましたが、市町村レベル
では16%という低い取り組み状
況が現状です。この有機推進の
取り組み状況や環境直接支払い
の実績等は農水省のホームページ
で公表されているので、時間
があつたらのぞいてみてください
い(注2・注3)。

一 全体としては推進しようとはして
いるけど、一番肝心な市町村の
意気込みがいまいちなんですね。

M 市町村の有機農業への取り組みの
温度差は否めないと思いますね。

一 僕もこの村で就農する前に、別
の町の役場に有機農業を始めた
いと相談したら「有機農業なん
てやめたほうがいいよ」と言わ
れましたからね。

M これは担当者にもよるとは思っ
てますが、国が法律で推進する
としておきながら、窓口である

市町村でこういう反応をされる
と、有機農業で就農を希望する
人たち(注4)は戸惑ってしま
いますよね。

則そこで私たちは「有機農業参入
促進協議会」や「新・農業人フェ
ア」などのサイトで情報を収集
して、何とか有機農業で新規就
農することができたんですよ。

M 新規就農者の2割強が有機農業
を実施しているという調査結果
も出ていて、有機農業が魅力あ
る農業形態として選ばれている
という実態が確認されているん
です。一君、則子さんのように
有機農業に意欲を持った人たち
を応援できる体制を官民挙げて
整えて、有機農業を本場に推進
していきたいですね(注5)。

(岩堀寿)

【おしらせ】

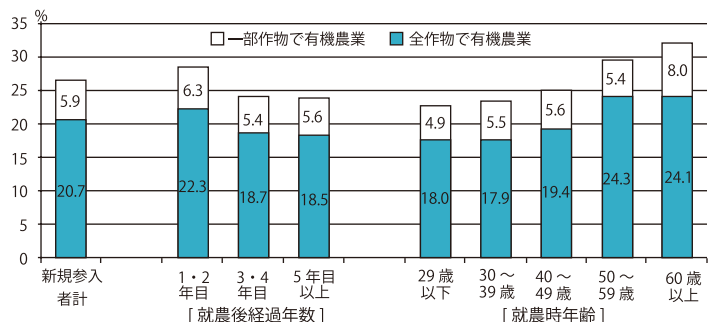
農水省ホームページで 認定事業者一覧の公表

農水省では、有機JAS認定事業
者が、どのような有機食品の生
産・取扱いをしているかの情報
を提供するために、登録認定機
関の協力を得て、氏名、住所、
連絡先等の公表を希望する事業
者について「認定事業者一覧」
をホームページに2013年5月
から掲載しています。

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/youki_jigyosya_list.html

注2：「都道府県における有機農業推進計画の策定(検討)状況」<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/youki/pdf/sakutei.pdf>
注3：「環境保全型農業の直接支援対策の平成23年度の実施状況」http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/pdf/23jiseki.pdf
注4：「全国新規就農相談センター(全国農業会議所)」の「新規就農者(新規参入者)の就農実態に関する調査結果(平成22年度)」によると、新規就農者の2割以上が有機農業に取組み(P30)、4.6%が有機JASの認定を取得している(P144)。右図参照 <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/statistics/pdf/qJVY3jm3sboXenOoltAh201206271415.pdf>

注5：「有機農業参入促進協議会」では今後の有機農業推進について、7項目の提言をしていて、「(有機農業での就農)希望者が実際に就農するまでにはさまざまな条件をクリアする必要があります。中でも公的機関の協力が必要な、農地、住宅、資金の確保については、(行政の)就農担当者に有機農業への状況把握と理解が少なく、十分な対応ができず、就農のハードルを高くしてしまうのが現状です。この理解度は全国的にまだまだ不十分であり、また単なる無理解や無関心だけではなく誤解や偏見も多くあるため、その就農担当者を対象とした講習会の開催、とくに有機農業の現場を見てもらうことが必要です。」と
しています。



有機農業を実施している割合